

地域における犯罪被害者等支援の普及促進経費（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）犯罪被害者等施策担当）

平成24年度予算

33,478千円

事業概要・目的

○犯罪被害者等が、被害から回復し、再び地域において平穏な生活を取り戻すためには、国・地方公共団体による施策の推進のみならず、地域社会全体の理解・配慮及び協力が不可欠です。

また、犯罪被害者等支援の取組に際しては、関係機関・団体が互いに連携し、住民一人ひとりが支援の担い手として行動することに結びつくような形で活動を展開することが重要です。

このようなことから、地方公共団体や行政機関、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体等が連携・協働して支援の実地演習などをテーマとしたワークショップを実施し、そこで得られたノウハウ等を広く提供することにより、犯罪被害者支援の気運の醸成など地域社会全体における取組を促進します。

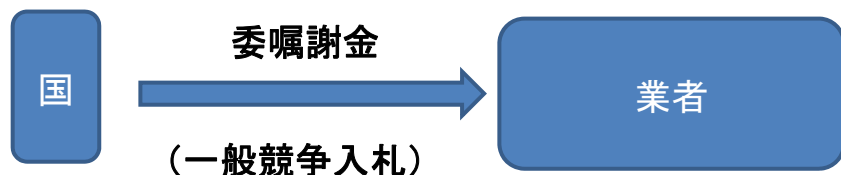
事業イメージ・具体例

○犯罪被害者等支援を行う行政機関、民間被害者支援団体、地方公共団体等において、支援に携わる者や一般の希望者の参加を募り、数か月にわたり実地演習やロールプレイ等、実施事業の企画・運営等を行います。

ワークショップの例としては

- ・具体的な事例を設定し、関係機関、団体等が連携をシミュレート。
 - ・支援の現場における支援のロールプレイ、講義。
 - ・犯罪被害者等の置かれた状況や心情を周知するための講演会。
- などがあります。

資金の流れ



期待される効果

○身近な地域において住民一人ひとりに届きかつ地域全体に広がりを持つ取組について、具体的な事例を示すことができ、本事業で得られたノウハウ等を広く提供することにより、地域全体での犯罪被害者支援の取組が進み、結果、途切れない支援が実現します。

地域における犯罪被害者等支援の普及促進経費

○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

（国民の理解の増進）

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

○第二次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）

第4 支援等のための体制整備への取組

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(3) 地方公共団体と民間の団体との連携の促進

内閣府において、地方公共団体に対し、把握している犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請する。また、犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

イ 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。また、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。

「犯罪被害者週間」事業実施経費（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）犯罪被害者等施策担当）

平成24年度予算

8,975千円

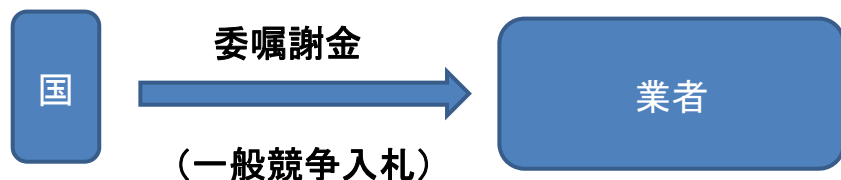
事業概要・目的

○国民が犯罪等による被害について考える機会として、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日）〔内閣府特命担当大臣決定平成18年10月17日〕」にあわせた集中的な啓発事業を実施し、国・地方公共団体・関係機関の連携・協力の促進、犯罪被害者支援団体等の活動の促進、犯罪被害者等に対する国民理解の増進を図ることにより、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない社会づくりを目的とするものです。

事業イメージ・具体例

○国民が犯罪等による被害について考える機会として、犯罪被害者週間にあわせ、東京及び地方において、犯罪被害者等や、犯罪被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業（国民のつどい）を開催します。同事業についてはマスコミに公開するほか、事業の結果についてインターネット等で国民向けに情報提供を行います。

資金の流れ



期待される効果

○犯罪被害者等に対する国民の理解・配慮・協力を促すことにより、犯罪被害者等が被害から立ち直り、再び地域において平穏な生活を取り戻すにあたって、社会全体で適切な協力・支援が行われることが期待されます。

「犯罪被害者週間」事業実施経費

○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

（国民の理解の増進）

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

○第二次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。

(10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

ア 内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催し、教誨師など加害者に関わる者も含め、広く国民の参加を求める。なお、事業についてはマスコミに公開するほか、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。

犯罪被害者等施策推進経費の執行率について

(単位:百万円)

	平成23年度			平成24年度		
	予算額	支出額	執行率	予算額	支出額	執行率
地方公共団体職員向け研修経費	12	6	48.7%	13	4	30.9%
地域における犯罪被害者支援の普及促進経費	34	0	(1) 0.0%	33	13	38.6%
「犯罪被害者週間」事業実施経費	9	10	119.5%	9	12	131.1%
その他(犯罪被害者白書作成経費等)	(2) 43	31	71.0%	8	8	101.3%

1 東日本大震災の影響により、開催を希望する地方公共団体がなかったため。

2 以下の23年度限りの経費を含む。

・ワンストップ支援センター開設・運営に関する研究調査経費(13百万円)

・性犯罪被害者等支援体制整備促進事業経費(19百万円)